

「容量市場業務マニュアル実効性テスト編（対象実需給年度：2027 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	7	表1-1に記載の「経済DRの申し出」の概要に記載の内容について、発動指令当日のDR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマに経済DRを実施した場合についても、経済DRの影響を考慮すべきではないか。需要抑制のベースラインはHigh4of5（当日調整あり）で算定することになっていますが、発動指令当日のDR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマに経済DRを実施するとベースラインが低下してしまうため需要抑制のベースラインはHigh4of5（当日調整なし）を選択可能とするなど、何らかの考慮をすべきではないか。	経済DRは、容量確保契約約款に定める、一般送配電事業者による供給力の提供依頼にあたらなため、現行の取り扱いとさせていただきます。いただいたご意見については、今後の検討とさせていただきます。
2	9	【事前準備についての注意事項】注2における、サイバーセキュリティガイドラインへの準拠状況の報告に関する記述について、ガイドラインが改定された際の取り扱いが記載されているが、改定された内容に対して準拠していないと実効性テストの受検ができない、ということであれば、改定時期次第で事業者に過度な負荷が生じ、また実現困難な可能性もあるため、猶予期間などを検討し、明記すべきではないか。	最新のサイバーセキュリティガイドラインへの準拠は、簡易指令システムへの要件として属地一般送配電事業者が定めるものであり、実効性テストでは、オンライン機能の具備を含め評価することとしています。所定の期日までに実施環境を整えて実効性テストを受けて頂くことがリクワイアメントとなっておりますので、ご対応頂きますようお願いいたします。
3	9	【事前準備についての注意事項】注意2における、サイバーセキュリティガイドラインへの準拠状況の報告に関する記述について、その書類の例として電源I'の契約の写しが挙げられている。電源I'が終了している今、ガイドラインの改定があった際に、準拠状況の報告に使用できる書類としての具体例をお示しいただきたい。	ガイドライン改訂に伴う試験要否の扱いによっても異なると考えますが、オンラインによる対向試験が実施されるのであれば、性能確認試験結果をご提出ください。
4	12	第2章注1における「調整力指令と重複があった場合でも、計量値に基づく実績で期待容量を評価します。」という記載について、現行規程の場合、需給調整市場のアセスメントⅡ違反になる可能性があり、発動指令電源を兼ねた調整力リソースは重負荷期において実効性テストを完了するまでアセスメントⅡ違反を懸念して需給調整市場への入札を控えることが想定される。一方で、第52回需給調整市場検討小委員会資料2において、リソースの規模・種別によらず制度的措置の対象とするとの方向性が示されている。この点、重負荷期において実効性テストの未完了を理由に需給調整市場への入札を行わないことは、仮に制度的措置が導入された場合に入札制約として認められるのか、見解をお示しいただきたい。	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、実効性テスト発動時間帯の各リソース計量実績に基づき期待容量を評価することとしています。 需給調整市場の制度的措置のあり方については、リソースの契約形態に応じた取り扱いを含め議論中であり、関連する審議会等と連携して検討して参ります。
5	12	「調整力指令と重複があった場合でも、計量値に基づく実績で期待容量を評価します。」に関して、需要抑制における需給調整市場の基準値電力（事前予測型の場合、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインを基に、事業者にて判断）と容量市場のベースライン（High 4 of 5）の算定方法が異なる場合、約定量に対して0kWの指令値の際には未達になる可能性がある。（容量市場（ベースライン：100、抑制計画：20）、需給調整市場（基準値電力：110（供出可能量＝基準値電力－抑制計画＝90）、ΔkW約定量:60）で、指令値が0kWの場合、容量市場側は抑制計画に対し10未達）この場合において、重複発動においては調整力指令を優先することから、容量市場におけるベースラインを基準値電力と一致させる等で発動実績を報告することは可能か検討いただきたい。	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、実効性テスト発動時間帯の各リソース計量実績に基づき期待容量を評価することとしています。 需要抑制におけるベースラインの算定は、容量確保契約約款に定める方法に従い実施されるものであり、需給調整市場への約定のみでは、期待容量の証明にはならないと考えるため、従来通りの対応とさせていただきます。
6	12	注1に、右記2点の記載がある：①それぞれの市場等が求める要件を満たしていただく必要がある。②なお、調整力指令と重複があった場合でも計量値に基づく実績で期待容量を評価します。 注1の2点を満たすのは事業者側の努力では不可能であるため、制度の整理をしていただきたい。例えば調整力指令が約定量に対して0%の指令値を受けた上で、実効性テストを100%超達成するのはほぼ不可能に近い。その為、容量市場側で②の要件を変更し、実受給同様にして調整力の指令値に関係なく容量市場の約定容量分を計量値に基づく実績として期待容量を評価する、もしくはEPRX（それが各TSO）に対して実効性テスト時には、テストを鑑み指令値を100%で固定にすることで、需給調整市場と実効性テストの2つの要件を満たせる可能性が高まると考えられるので、検討いただきたい	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、実効性テスト発動時間帯の各リソース計量実績に基づき期待容量を評価することとしています。 需要抑制におけるベースラインの算定は、容量確保契約約款に定める方法に従い実施されるものであり、需給調整市場への約定のみでは、期待容量の証明にはならないと考えるため、従来通りの対応とさせていただきます。
7	12	実効性テストにおいて発動指令と調整力指令が重複しても計量器のkWhで評価がなされることについて、TSOからの指令により発動指令の市場退出量が増加となるようなパターンかTSOの指令を従わないことによる需給調整市場のペナルティを受けるかの二択になってしまうため、ペナルティを受けないような実効性テスト方法について検討いただきたい。 （予め実効性テストの日程調整が多少できるようにする等）	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
8	33	「注3 電源等リストの登録が完了しない場合の対応について」の記載内容についてお伺いしてください。 「（「実需給年度2026年度向け」マニュアルは別途公表予定）の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。」は 「（「実需給年度2027年度向け」マニュアルは別途公表予定）の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。誤記であればマニュアルを修正いただきますようお願いいたします。	ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、実需給年度2026年度向けの表記を、 実需給年度2027年度向け へ修正いたします。
9	33	電源等リストに不備がある場合の対応について、2025年4月末日の10営業日前までに不合格通知⇒4月末日に審査終了とあるが、不備解消のための期間があまりにも短すぎる。小売電気事業者へ確認が必要な場合もあり、不備解消までに相応の日数を要することから、不合格通知を4月初旬に早めるなど、1か月程度の不備解消期間を設けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。なお、修正期間短縮の観点からも、募集要項や業務マニュアルの内容に従い、正確な内容でのご提出にご協力をお願いします。
10	35	電源等情報の変更（電源等名称、連絡先、住所等）の申込・審査中に、電源等リストの更新を実施する場合、電源等情報審査の重複申請が出来ない事から一方の審査を一旦取り下げる対応を行っている。実効性テストの再テスト希望のシステム登録を行う際にも、電源等リストの更新等の申込を実施していると、同様の対応を行う必要があることから、システム上で並行して申請を出来るよう検討いただきたい。	頂きましたご意見は今後のシステム改修検討の際の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
11	40	「3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領」の記載内容についてお伺いさせてください。 「 <u>2024 年4 月10 日</u> までに、発動指令電源の電源等リストの登録申込をされた事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。」は「 <u>2025 年4 月10 日</u> までに、発動指令電源の電源等リストの登録申込をされた事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。誤記であればマニュアルを修正いただきますようお願いいたします。	ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、2024年4月10日までにの表記を、 <u>2025年4月10日までに</u> へ修正いたします。
12	41	一般送配電事業者の連絡先について、ウェブサイト公開する時期を明記いただきたい。また、実効性テスト実施断面における緊急連絡先（電話番号）について事業者に別途通知いただけないか。過去、事前に一般送配電事業者と合意した内容と異なる指令を受信し、事実確認やその後の取り扱いの確認について、時間を要したためご検討いただきたい。	属地一般送配電事業者の連絡先に係る本機関ウェブサイトのお知らせを実施する時期については、本業務マニュアルに反映いたします。実効性テスト実施断面における緊急連絡先（電話番号）については、必要に応じて当該の連絡先へお問い合わせ下さい。
13	44	実効性テストを受検予定で実効性テストの実施時期を登録した後、実需給の発動がありその実績を実効性テストの発動実績の代替として利用したい場合はどうすれば良いか。 （実効性テストの発動実績と実需給の発動実績のどちらかを発動実績として利用したい場合） 実効性テスト以外の発動実績の利用希望の場合の登録期限が2025年4月末までとなっているが、2025年5月以降に実効性テスト以外の発動実績の利用希望の登録はできないのか。	実効性テストを受けたかどうかに関わらず、実効性テスト以外の発動実績を代替として利用することは可能です。 なお、実効性テストへ不参加することを決定した場合は、速やかに属地一般送配電事業者へその旨をご連絡いただき、実効性テスト以外の発動実績の利用希望 の変更を実施してください。
14	45	安定電源において応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の 1 リソースとしても登録可能であることから、当社の電源におけるオーバーパワー分を応札しており、需給逼迫による発動指令時には、当該電源は稼働している状況であり、定格出力から更に供給力を提供することを想定しております。 一方で、実効性テストの実施日は、当日の広域予備率を考慮したのではなく、一般送配電事業者による任意の設定日とされています。 需給ひっ迫時であれば、当該発電設備は並列しており供給力があるものと想定されますが、実効性テスト時において、需給ひっ迫していない状況でのテストもありえる場合、当該電源が並列していない状況で、指令を受ける可能性があります。並列をしていない場合、発動指令を受けたときから起動準備を始めても、提供が間に合わず、リクワイアメントを満足できません。 実需給時についても一般送配電事業者からの発動指令は供給力の提供を開始する時刻の 3 時間前までに実施されることは承知しておりますが、当該電源が並列しているか否かがリクワイアメント達成可否に大きく影響をするため、実効性テストについても実需給時の運用を想定し当該電源が並列している状況で行われることが望ましいと考えております。 募集要綱に明確に記載があるのは承知しておりますが、需給ひっ迫時の供給力提供を指向した応札としており、本実効性テストにおいても当該電源が並列している状況で実効性テストを行えるよう、予備率を考慮して実施日を選定いただく、もしくは一般送配電事業者からの発動指令を行う際に起動準備から並列までの時間を考慮いただく等、ご配慮いただけると幸いです。	発動指令は高需要による需給ひっ迫に限らず、電源トラブルによる需給ひっ迫時も発動されるものです。 実効性テストにおいても、実施期間中は指令に応じることが出来るように体制を整えて下さい。 実効性テストの指令に対して応じることが出来なかった場合は、再テストの実施判断のうえ、再テストの申込を行ってください。
15	45	実効性テストの実施指令の受令について、対象期間が3か月と長く、実需給と異なり発動のタイミングの予見性が全くないため、いつ発動が来ても良いように準備をし続けなければならない状況であり、事業者および需要家双方に大きな負担となっている。（午前9時の発動に対しては3時間前の午前6時に発動指令が来る可能性を踏まえてオペレーション体制を組まなければならないが実効性テストの実施指令が1か月以上来ないこともあり、一般送配電事業者ごとにばらばらの時期に指令がくる。）実効性テストの発動時期を例えば事業者ごとに2週間毎にグルーピングするなど、過度に負荷にならないように考慮できないか。	発動指令電源は、実需給期間の1年を通じて、天候や予備率だけでは予測できない 突発的な電源脱落による需給ひっ迫時も含めて供給力を供出していただく必要がある仕組みとなっているものであり、実効性テストはその供給力の確からしさを実証するプロセスとなっているところ、対象期間の限定や再テストの仕組みなどによって負担の低減を図っているものとなります。
16	45,46	実効性テストの実施タイミングについてお伺いさせてください。 ある火力電源について、実効性テストの実施指令を受信しましたが、経済的な停止（バランス停止）の状態だったために供給力を提供できない事象が発生いたしました。 そのため、属地一般送配電事業者において経済的な停止は把握しているにもかかわらず、実効性テストを実施するのは避けていただきたく存じます。 また事業者起因の突発的な設備不具合で実効性テストが実施できなかった場合は致し方ないと思料いたしますが、経済的な停止でテスト不可であった場合には、再度指令をだしていただくか、同時期に再テストが可能にする等運用を変更していただけないでしょうか。また、計画的に調整が完了している作業制約（補修停止、出力制約等）についても、実施時期選定時にご考慮いただけないでしょうか。 上記原因による市場退出となると、属地一般送配電事業者にとっても、確保するはずだった発動指令電源を確保できなくなってしまうため、現状の運用を変更する必要があるのではないかと思料いたします。	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、突発的な設備不具合や経済的な停止で指令に応じれなかった場合でも、発動時間帯の各リソース計量実績に基づき期待容量を評価します。また、あらかじめ判明している作業制約は、実効性テスト希望時期の選定や電源等リスト構成検討の際に考慮いただければと思います。なお、やむを得ない理由により実効性テストでの発動指令に十分に応じることができなかった場合は、上限回数の範囲内で再テストを受けることが可能です。

No.	頁	ご意見	回答
17	46	実効性テストの精算について、「※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおいて調整力としての精算は行われません。」と記載されておりましたが、実需給年度2027年の容量市場マニュアル実効性テスト編では「※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおける供給力については、基本的に属地一般送配電事業者とインバランス精算が行われます。ただし、①余力活用契約を締結している 1 地点複数応札のリソース、②実効性テスト時に需給調整市場と同時約定をしていた 1 地点複数応札のリソースにおけるOP 等の増出力分は、属地一般送配電事業者との調整力精算となります。」との記載となっております。 前述の内容を踏まえて、発電計画への反映と、調整力精算について以下3点お伺いさせてください。 1. ①に該当し且つ需給調整市場に約定していないリソースにつきまして、発動指令分を発電販売計画に反映しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。 2. ②に該当するリソースにつきまして、需給調整市場約定分及び発動指令分を除いた計画値を提出する理解でよろしいでしょうか。それとも発動指令分を含め、需給調整市場約定分除外した計画値を提出する理解でしょうか。 3. 仮に発動指令分も計画反映が必要である場合、発動指令電源分よりも出力が増加した場合は調整力精算という理解でよろしいでしょうか。	実効性テストにおいて発生する電力量については、基本的に相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて提供するものとし、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映していただきます。詳細はリンク先「2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料」の20,21スライドをご確認ください。 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html
18	49	電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて、実需給の発動と実効性テストが同日に実施された場合のベースラインについては、「High4of5（当日調整なし）」を適用していただきたい。実需給の発動に応じた結果、実効性テストのベースライン算定において当日調整によりベースラインが下がる懸念があるため。同様に、経済DR実施日と実効性テストが同日に実施された場合のベースラインについても、「High4of5（当日調整なし）」を適用していただきたい。 ※実需給期間中リクワイアメント対応において、発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提供依頼（例外的な発動要請）の時間帯に1コマでも重なっていた場合は、High4of5（当日調整なし）でベースラインを算定することとなっている。	実効性テスト当日のDR実施時間の5 時間前から2 時間前までの6コマにおいて、実需給の発動指令が実施された場合のベースライン算定について、「当日調整なし」の適用を希望する場合は、実効性テスト発動実績の報告までに、本機関への申請をお願いします。 なお、経済DRについては、容量確保契約約款に定める、一般送配電事業者による供給力の提供依頼にあたらないため、現行の取り扱いとさせていただきます。いただいたご意見については、今後の検討とさせていただきます。
19	49	「注 4 電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて 2. お申し出の方法・期日」の記載内容についてお伺いさせてください。 「・メールタイトル：【XXXX（事業者コード）】2024 年度実効性テスト 経済DR 実施日の報告」は 「・メールタイトル：【XXXX（事業者コード）】2025 年度実効性テスト 経済DR 実施日の報告」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。誤記であればマニュアルを修正いただきますようお願いいたします。	ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、2024年度実効性テストの表記を、<u>2025年度実効性テスト</u>へ修正いたします。
20	53	「同時期に実効性テストの再テストを希望する場合には実効性テストの1週間後を期限とし、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡」の記載について、夏に実効性テストを登録しておりましたが、実際に実効性テストの実施指令を受信したのは、再テスト期限の間際（9月中ごろ）という状況でした。つきましては、以下3点お願いさせていただきたく存じます。 1. 同時期の再テストを考慮して実効性テストを実施いただけないでしょうか。 2. 現在夏1回もしくは冬1回の再テストの機会を拡大いただけないでしょうか。 3. 同時期の再テスト申込み期限を1週間から延長いただけないでしょうか。	実効性テストは再テストも含めて、夏季（7 月 1 日～9 月 30 日）もしくは冬季（12 月 1 日～2 月末日）に実施することとしており、テストの実施日時を指定することはできません。 同時期に再テストを実施する期間の確保の観点から、再テスト実施判断は 1 週間以内とさせていただいております。 同様にスケジュールの観点から再テストは夏季・冬季それぞれ 1 回までとさせていただきます。
21	53	3.2.3.1再テスト実施有無の検討において、同時期の再テスト実施判断を1週間以内に実施することについて、アグリゲーターにとって需要家から実績を集計する期間を考慮した場合、1週間では短期間での対応となり事業者の負担となっている。「2週間以内とする」等、期間について猶予を検討いただきたい。	実効性テストは、夏季（7 月 1 日～9 月 30 日）もしくは冬季（12 月 1 日～2 月末日）に実施することとしており、再テスト実施期間確保の観点から、同時期に再テストを希望する場合の属地一般送配電事業者への連絡期限は、現行どおり実効性テストから 1 週間以内とさせていただきます。
22	58	実効性テストの合否判定に関し、明確な期限を設けて頂きたい。合否が確定した後、事業者は各地点・需要家と各種調整を実施する必要がある為、遅くとも実需給年度の前年10月頃までにはすべての合否判定が整っている状態とするよう、運用を見直していただきたい。	実効性テストによる容量が確定した以降において、各地点・需要家と各種調整を実施する必要がある旨について理解しました。頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
23	61	他の発動実績の報告について「対象実需給年度が 2027 年度の場合、2025 年度に発動された発動指令の実績が報告の対象になります」とあるが、2025年度の発動指令に対し、以下の対応により達成したリクワイアメント結果を用いて代替報告とすることは可能でしょうか。 容量市場業務マニュアル実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2025 年度） P10より、「ただし、発動指令電源の電源等リストに含まれるリソースに関して、属地一般送配電事業者からの発動指令が発令された時間帯（コマ）と需給調整市場で約定している時間帯（コマ）が一部でも重複している場合、当該重複コマに対して、当該リソースは需給調整市場における調整力指令に従ってください。その結果、当該リソースを含む電源等リストの発動実績がアセスメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合は、当該重複コマに関してリクワイアメントを満たしているものとみなします。」	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、実需給期間での発動実績を代替として利用する場合においても、実効性テストの場合と同様に発動時間帯の各リソース計量値に基づき期待容量を評価します。 代替としての報告は可能ですが、各リソースの計量値を踏まえ、ご判断下さい。
24	61	オーバーパワー分を発動指令電源に応札している場合、余力活用契約によるオーバーパワー実績を2年前の実効性テストの代替として認めていただきたい。需給ひっ迫時に火力電源のオーバーパワー実績が多数ある中、予備率を考慮せずに行われる実効性テストで不合格となり、市場退出となってしまうよりは、オーバーパワー分の出力を供給力として適切に活用していただくことは安定供給に寄与できると思料。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
25	61	実需給年度の発動指令対応実績を実効性テストの発動実績報告の代替として利用する場合、「電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者からの同一期間に対する指令）に応じた電源等である必要があります」とあるが、アグリゲーターのスイッチングが頻繁に検討されている昨今において、全ての地点が一致する可能性はゼロに等しい。電源等リスト全体ではなくリソース単位での発動実績を認める等、DR普及拡大のためにも、柔軟な取り扱いを検討いただきたい。加えて、同一年度の実需給の発動指令対応と実効性テストが同時に実施されるため、市場に参加する負担が大きいと需要家からの声も多く上がっています。	実効性テストは電源等リスト単位での実施となりますので、代替の実績報告においても、電源等リスト全体の実績を報告していただきます。

No.	頁	ご意見	回答
26	71	「注：期待容量の値に基づく対応について」の記載内容についてお伺いしてください。 「「実需給年度2026年度向け」マニュアルは別途公表予定」は 「「実需給年度2027年度向け」マニュアルは別途公表予定」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。誤記であればマニュアルを修正いただきますようお願いいたします。 その他、年度変更による誤記について修正をいただけますと幸いです。	ご認識のとおりです。公表状況の記載もあわせて、下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、実需給年度2026年度向けの表記を、 <u>実需給年度2027年度向け</u> へ修正いたします。